

給油取扱所における消火設備の不適切な工事等の概要

- 1 X社は消防用設備等の施工等を行っている企業であり、その従業員のAは消火設備の営業担当である。Aは、複数の給油取扱所の消火設備において、以下の不適切な工事等を行った。
 - ア 消火設備の工事を行うために必要とされる甲種消防設備士の資格（法第17条の5）を有していないにもかかわらず、工事を行うとともに、無関係の甲種設備士（C）の名義を無断で使用し着工届（法第17条の14）を提出した。
 - イ 不適切な工事等の結果、技術基準（法第10条第4項）に不適合となる状態を生じさせた。
 - （ア）既設の消火設備について、給油取扱所に「点検が必要」、「不具合があった」と虚偽の説明を行い、消火設備の全部又は一部を取り外して、別の給油取扱所に移設した。
 - （イ）竣工時の完成検査のため放出した消火薬剤等を充填すべきところ、その作業を怠った。また、工事の際に破損させたケーブルの補修を怠った。
- 2 Z社はX社の協力会社の1つであり、その従業員のBは、甲種消防設備士の資格を有していないにもかかわらず、Aの指示の下、上記1の工事をともに行った。
- 3 上記1及び2の結果として、給油取扱所において、消火設備が有効に機能しない期間が生じた。

なお、給油取扱所からの問い合わせを契機として、Aの不適切な工事を覚知したX社において全ての不備の是正が行われている。

